

市民後見人養成講座受講者募集要項

認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、地域の市民がより身近な立場で身上監護や金銭管理などの後見業務を行う「市民後見人」の養成講座を開催することで権利擁護が推進されるまちづくりに寄与し、特に夜間に開催することで稼働している世代など、より多くの地域住民に受講してもらうことで、第6期地域福祉実践計画における基本目標1の重点目標2「市民に求められる相談支援体制の確立」達成を目指す。

1. 日程

令和8年 7月7日（火）より毎週木曜日 全5回

※別途実習あり

2. 会場

講義 福祉センター 青年室 A・B（厚真町京町 120）

実習 福祉施設を予定

3. 講座内容

別紙参照

4. 定員

30名

5. 受講料

無料

6. 受講者の要件

次に掲げるすべての条件を満たす方

- ・満25歳以上（講座終了時点）で、苫小牧市・厚真町・安平町・むかわ町に居住している方
 - ・原則として養成講座のすべての課程を受講できる見込みのある方
 - ・高齢者、障がい者等に対する理解と熱意がある方
 - ・これまでに、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人を解任されたことがない方
 - ・破産していない方
 - ・現在、成年被後見人、被保佐人、または民法第17条1項の審判（補助人の同意を要する旨の審判）を受けた被補助人ではない方
- *このほか、事務局で受講がふさわしくない方と判断した場合、申込みされても受講をお断りする場合があります

7. 応募方法

別紙の「市民後見人養成講座受講申込書」に必要事項を記入し、持参又は郵送にて提出

8. 応募締切

令和8年6月30日（火）まで（必着）

9. 受講の決定

受講の可否決定は、応募者全員に受講決定通知の郵送または電話にて連絡

10. その他

- ・全課程を修了した方には、修了証を交付
- ・講座修了者で、市民後見人として活動を希望される方については、面接の上、市民後見人候補者として登録（ただし、市民後見人として適性を欠くと判断される方については登録を行わない場合がある）

11. 実習について

- ・福祉施設での実習について、高齢者福祉施設、障がい者支援施設の2分野で実習を行うが、当該事業施設に現職として1年以上勤めている方、または3年以上の勤務経験のある方は実習を免除する。
- ・勤務している法人内の異動や転職などで、両分野共に3年以上の勤務経験がある方は両分野の実習を免除する。

・当該事業施設の範囲

高齢分野	病院（医師、看護師に限る）、介護保険サービス事業所（※福祉用具貸与・販売は除く）、老人福祉施設、届出済有料老人ホーム、地域包括支援センター
障がい分野	病院（医師、看護師に限る）、障害福祉サービス事業所（※児童及び補装具事業者を除く）、相談支援事業所

・職種の範囲

直接処遇職員、相談援助職員に限る

※ただし、別職種でもジョブコーチ等で日常的に当事者と関りがある方、高等養護学校教諭は対象範囲内とする。

【受講申し込み先・お問い合わせ先】

苫小牧市社会福祉協議会

とまこまい成年後見支援センター

〒053-0021 苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市民活動センター 2階

電話：0144-38-7291（直通） FAX：0144-38-7292